

「成年年齢引下げ後に成年に達した若年者に対する適切な情報提供等の対応及び過剰与信防止義務の遵守の徹底等について（協力依頼）」に基づく監督・検査の強化について

本年4月1日に施行される成年年齢引下げを踏まえ、本年3月18日、経済産業省より、一般社団法人日本クレジット協会宛てに、「成年年齢引下げ後に成年に達した若年者に対する適切な情報提供等の対応及び過剰与信防止義務の遵守の徹底等について（協力依頼）」を要請いたしました。

本要請に基づき、当面の間、以下の観点で、信用購入あっせん業者に対する監督・検査を強化します（特に◆は、割賦販売法上の義務として、監督・検査します）。

(1) 成年年齢引下げ後に成年に達した若年者に対する適切な情報提供等の対応について

・以下の点に留意した情報提供

- ① 18歳、19歳の若年者と新規にクレジット契約を締結する際には、支払方法や支払期間によっては手数料等が高額になり得ること、使い過ぎにより支払負担が増加すること等の不利益について注意喚起を行うこと。特にいわゆるリボルビング払いについては、仕組みや注意点について丁寧な情報提供、説明を行うこと。

これらの注意喚起の方法については、クレジット契約の申込書に赤字等で注意事項をわかりやすく記載する、注意事項を記載したチラシやお知らせを渡す、オンラインの申込みの際にメールで案内を送付する、オンライン申込画面に注意事項を記載するなど、申込者にとってわかりやすいものを検討し、実施すること。

- ② 18歳、19歳の若年者を含む消費者を対象にクレジット契約の宣伝・広告等を行う際には、クレジットの利便性や加入・利用促進施策を殊更強調せず、前述のような不利益や注意点についても表示等すること。特に、親権者の同意なしに利用できることを強調する等の若年者への配慮に欠けた広告宣伝・勧誘活動やリボルビング払いの18歳、19歳の若年者のみに限定した広告宣伝・勧誘活動の実施は控えること。

(2) 過剰与信防止義務等の遵守の徹底及び自主的な取組みの実施について

・支払可能見込額調査及び過剰与信防止義務の遵守◆

・以下の点に留意した丁寧な与信審査

- ① 20歳以上の契約者と比べてクレジットカードの極度額や個別クレジット契約の信用供与額を少額にする、支払いの原資を確認する等の18歳、19歳の若年者の過剰与信防止のための自主的取組の継続的な実施。

- ② 販売価格や料金が比較的高額な商品・役務に係る個別クレジット契約に関し、支払可能見込額を超える契約を締結する際には、購入者の生活における商品、役務の必要性や生活状況、購入意思のほか、支払総額の生活水準に照らした相当性等についての調査を含めた丁寧な与信審査の実施。◆

若年者の利用が多い役務についての丁寧な与信審査の実施。

- ③ 当面の間、18歳、19歳の若年者の延滞率（注）を把握し、当該延滞率が上昇しないよ

う与信審査・与信管理を実施すること。◆

(注) A に対する B の割合とします。

A

各年度の ①上半期及び ②通年で、新規に締結されたカード発行契約及び個別クレジット契約のうち、契約時点で18歳または19歳である者と締結した件数

B

Aのうち、①については各年度4月以降に新規に契約を締結し、9月末までに延滞が発生している契約件数、②については各年度4月以降に新規に契約を締結し、3月末までに延滞が発生している契約件数

※いわゆるマンスリークリアを含みます。

※延滞とは、約定支払期日より61日以上または3か月以上支払の遅延が発生しているものを指します。

(3) 若年者のトラブル対応について

- ・連鎖販売等の販売行為について、違法な行為を原因としたトラブルの発生状況の把握、確認、これらのトラブルに関する苦情、相談への丁寧な対応。◆
- ・包括信用購入あっせん業者及び個別信用購入あっせん業者の18歳、19歳の若年者に対する与信審査・与信管理、若年者への苦情対応の状況、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及び個別信用購入あっせん業者の加盟店調査、若年者への不当勧誘や販売行為を防止するための加盟店指導等の措置。◆

(4) 消費者教育・広報

- ・若年者が留意すべき情報に触れる機会を増やす取組の実施（自社ホームページでの若年者向け啓発コンテンツ等の掲載、日本クレジット協会や関係府省庁が作成したコンテンツへのリンク掲載等）。